

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

要約筆記奉仕員養成講座

難聴者への筆談通訳を学ぶ。
日時 9月2日～来年2月24日の火曜午後1時～4時。全22回。8月7日(木)午後1時に受講決定者向けの説明会を開催。
会場 身体障害者福祉センター。
対象 8割以上出席可能な20歳以上の方50人(手書き30人、パソコン20人)。
費用 教材費2千500円程度。
申込 往復はがきに**上欄必要事項**を記入し、7月25日(金)(必着)までに身体障害者福祉協会(身体障害者福祉センター)内/〒063-0802西区二十四軒2の6へ送付。(抽選)

【詳細】身体障害者福祉協会(641) 8853

盲ろう者通訳・ガイドヘルパー登録の受け付け

視覚と聴覚に重複障害がある方の外出時に、通訳、ガイドヘルパーを派遣します。
対象 次の要件に該当し、単独では外出や意思伝達が困難な身体障害のある方。①市内に居住する18歳以上の在宅者。

②身体障害者手帳に視覚障害と聴覚障害が記載され、その総合等級が2級以上。
費用 本人の前年(前々年)の所得税課税額に同じ、1時間当たり0～250円。

申込北海道盲ろう者支援協会(西区琴似1の7ドミニオン)

琴似211(623) 4450)で配布中の申請書と必要書類を同協会へ直接。受け付けは月曜の午前10時～午後3時。

【詳細】障害福祉課(211) 2936
生活にお困りの方へ
 生活費や医療費などに困っている方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度が生活保護です。区役所の保護課にご相談ください。



保険・年金

国民健康保険

△保険料が決まりました▽

1年間の保険料は、所得割額、均等割額、平等割額の合計(右下表の①～⑥の合計)となり、加入期間に応じて月割で計算します。なお、保険料は国民健康保険の被保険者を対象に計算しますが、納付義務者は世帯主となります。

△平成15年度標準負担額減額認定証等の交付▽

15年度の市民税が非課税の世帯に属する方は、入院時の食事療養に係る標準負担額および入院自己負担額(老人保健法に該当しない70歳以上の方のみ)について減額措置が

■15年度国民健康保険料

(新: 住民税額を基礎として計算、旧: 市民税所得割額を基礎として計算)

方式	医療分		介護分(40歳以上65歳未満の方)	
	新	① (加入者全員の15年度住民税額)×4.2		④ (介護2号被保険者全員の15年度住民税額)×0.73
旧	(加入者全員の15年度市民税所得割額)×9.4		(介護2号被保険者全員の15年度市民税所得割額)×1.5	
均等割額	新	②37,260円×(加入者数)		⑤7,700円×(介護2号被保険者数)
	旧	33,440円×(加入者数)		6,910円×(介護2号被保険者数)
平等割額	新	③1世帯につき23,630円		⑥1世帯につき3,870円
年間限度額	新	53万円		8万円
	旧	52万円		7万円

※15年度保険料は新方式で計算しますが、15年度に限り、新方式で計算した保険料が旧方式で計算した保険料の1.3倍を超える場合は、旧方式で計算した保険料の1.3倍を超えない額まで、保険料が減額となります。
 ※旧方式の医療分保険料が48万円～52万円の場合は一律48万円、52万円以上の場合は下表のようになります。

加入者全員の15年度市民税所得割額	旧方式保険料
～93,400円	49万円
93,500円～135,900円	50万円
136,000円～170,900円	51万円
171,000円～	52万円

えませんのご注意ください。
△保険料は納期限までに▽
 保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず期限までに納付してください。特別な事情がないまま滞納し1年が経過したときは、被保険者証を返還していただき、資格証明書を交付することになります。また、滞納が続くと保険給付を差し止めることとなります。
 【詳細】区役所(13階)の保険年金課

介護保険

△利用者負担額減額確認の更新について▽
 介護保険施行前にホームヘルパーを無料で利用されていた方などは、経過措置として平成16年度まで利用者負担が軽減されます(なお、利用される方のうち高齢訪問介護額に該当する方の自己負担割合は、7月1日(火)から従来の3%から6%になります)。

また、社会福祉法人からホームヘルプサービスなどを受けている方のうち、特に生計が困難な方には、利用者負担が軽減される確認証を交付しています。いずれも、7月か新しい確認証が必要となりますので、7月中にお住まいの区の区役所保健福祉サービス課に申請してください。
 【詳細】区役所(13階)の保健